

届出書の名称	火を使用する設備等の設置届出書
内容	以下の各設備等を設置しようとする者は、あらかじめ届け出てください。 炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備 ・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機
用紙サイズ	A 4
提出者	本人（代理可）
受付	随時
受付先	設備等を設置（変更）する場所の所轄消防署（分署）予防班
問合せ先	所轄消防署（分署）予防班 所轄消防署（分署）所在地連絡先一覧は、由利本荘市のホームページをクリックしてご覧下さい。
提出書類	設置場所付近の見取図 当該設備の設計図書
備考	1. 提出部数 2 部 2. 届出書を受理した後、必要な調査又は検査を行い支障がないと認めるときは、1 通に検査済の印を押し、届出者に返付します。 なお、各設備等には、届け出の必要となる基準がありますので、事前に所轄消防署に問い合わせ下さい。